

一時預かりのご利用について

◎一時預かりとは

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所等の施設でお預かりする制度のことです。

◎一時預かり実施施設（利用日数は、ひと月あたり14日以内）

利用児童数が定員に達していない場合に、定員の範囲内でお預かりします。

保育所

津市中央8番8号	中央保育園	☎226-4120
津市久居北口町554番地	北口保育園	☎255-4566
津市久居野村町568番地4	野村保育園	☎256-0303
津市久居一色町934番地	ひとみね保育園	☎252-0854
津市久居元町2314番地17	こべき保育園	☎256-3331
津市久居北口町859番地3	北部保育園	☎256-3679
津市安濃町曾根710番地2	安濃保育園	☎268-2761
津市美杉町八知5516番地1	八知保育園	☎272-0224

認定こども園

津市神戸332番地1	津みどりの森こども園	☎226-0204
津市河芸町上野3130番地	河芸こども園	☎245-1167
津市芸濃町椋本6148番地	芸濃こども園	☎265-2027
津市香良洲町5722番地	香良洲浜っ子幼児園	☎292-2511
津市一志町高野1451番地	一志こども園	☎293-0024
津市白山町南出493番地	白山こども園	☎264-0080

◎対象児童

生後6か月を経過した乳児から小学校就学前の児童が対象となります。

◎対象要件

本市の区域内に住所を有する健康な児童で、次の要件のいずれかに該当する場合。

※（４）（５）の場合のみ、住所要件は不要

- （１）保護者の短時間・断続的勤務、職業訓練、就学等により育児が困難となる場合
- （２）保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由により育児が困難となる場合
- （３）保護者の育児等に伴う心理的・肉体的負担（育児疲れ）を解消するために一時的に保育が必要な場合
- （４）保護者が裁判員または裁判員候補者として裁判所に出頭することにより育児が困難となる場合
- （５）本市に里帰り中に出産や家族の介護等の事由により育児が困難となる場合
- （６）その他上記要件と同等の事由があると認められる場合

◎保育期間・時間

保育期間は日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始

（12月29日から翌年の1月3日までの日）を除いた日です。

保育時間は原則として午前8時30分から午後5時15分までです。

◎利用料金

0～2歳児…1日当たり2,500円、3～5歳児…1日当たり2,000円

◎利用のしかた

利用する施設に詳細を確認したうえで、事前に施設へお申し込みください。

◎注意事項

施設の空き状況や行事の都合によっては、利用をお断りすることがあります。

申込後でも、当日のお子さんの体調によっては利用をお断りすることがあります。

～お問合わせは、津市保育こども園課（☎229-3167）または実施施設まで～

一時預かりのご利用について

◎一時預かりとは

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所等の施設でお預かりする制度のことです。

◎一時預かり実施保育所等

私立保育所

津市桜橋三丁目45番地1	津愛児園＊	☎226-0117
津市一身田豊野1979番地1	豊野保育園＊	☎231-1364
津市大門7番15号 (津センターパレス4階)	つまちなか保育園	☎253-5454
津市高茶屋小森町4159番地	はなこま保育園	☎235-5665
津市高茶屋小森上野町778番地	第二はなこま保育園＊	☎238-1616
津市一身田平野361番地1	志登茂保育園	☎231-1854
津市美里町五百野1617番地1	あいうえお保育園	☎279-2009

認定こども園

津市河芸町三行989番地	みらいの森ゆたか園＊	☎244-1515
津市一身田上津部田1715番地1	こどもの杜ゆたか園＊	☎236-6100

＊の表記がある施設においては、一時預かり専任の保育士等がお預かりします。

＊の表記がない施設においては、保育所の利用児童数が定員に達していない場合に、定員の範囲内でお預かりします。

- ◎対象児童
- ◎対象要件
- ◎保育期間・時間
- ◎利用料金

各施設により異なりますので事前に上記施設にお問い合わせ下さい。

◎利用のしかた

利用する施設に詳細を確認したうえで、事前に施設へお申し込みください。

◎注意事項

一時預かりの申込状況や行事の都合によっては、利用をお断りすることがあります。
申込後でも、当日のお子さんの体調によっては利用をお断りすることがあります。

詳細は各実施施設にお問い合わせください。